

平成 31 年 1 月 11 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成31年1月11日(金)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米商工会館 5階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯 一 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡 恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

笠 幸夫 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 開催に先立ちまして、ご報告がございます。本日、会長が怪我のため欠席でございます。このことから、会長が復帰されるまでの間につきましては、議長を副会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日現委員数 23 名中、22 名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。それでは、議長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、1 月の農業委員会総会を開催いたします。  
まず、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案の 1 ページをお願いします。  
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域、1 番から 3 ページ 9 番までの 9 件です。

3 ページをお願いします。

西部地域、10 番から 5 ページ 18 番までの 9 件です。

なお、4 ページ審議番号 13 番および 14 番は自作地相互交換による関連案件となっております。

以上、1 番から 18 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項 各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第 1 号議案」につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により「第 1 号議案」は可決されました。

つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案の6ページをお願いします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

西部地域 1番1件です。

1番 申請地 三潞町田川 田 562 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地に事務所兼倉庫を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会より報告をお願いいたします。

担当委員 それでは、西部審査会より、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、事務所兼倉庫として利用するものです。

申請地は、西鉄三潞駅から東へ約1km、十連病院から西へ約800mのところのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め枡を經由して北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、北側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、ただいまから採決をいたします。  
「第2号議案」についての賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により「第2号議案」は可決されました。  
つづきまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案の7ページをお願いします。  
「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から8ページ6番までの6件です。

1番 申請地 善導寺町飯田 田 243 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 善導寺町飯田 田 2筆計 1,636 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、露天駐車場の敷地として拡張するものです。

3番 申請地 山本町豊田 畑 335 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

4番 申請地 田主丸町石垣 畑 916 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いします。

5番 申請地 田主丸町殖木 田 1,223 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、貸家住宅(4戸)を建築するものです。

6番 申請地 北野町仁王丸 畑 279 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

西部地域 7番から10ページ14番までの8件です。

7番 申請地 藤山町 田 2,216 m<sup>2</sup>の内 1,000 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

8番 申請地 荒木町白口 田 339 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築

するものです。

9 ページをお願いします。

9 番 申請地 荒木町白口 田 394 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。

10 番 申請地 安武町安武本 田 2 筆計 886 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分は、第 1 種農地と第 3 種農地が混在しておりますが、第 1 種農地については、隣接する土地と同一事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

11 番 申請地 安武町安武本 畑 2 筆計 309 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

12 番 申請地 城島町城島 田 1,652 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

10 ページをお願いします。

13 番 申請地 三漕町玉満 畑 168 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場及び駐車場の敷地を拡張するものです。

14 番 申請地 三漕町早津崎 田 251 m<sup>2</sup> 申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

以上で説明終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

事 務 局 東部審査会につきましては、本日副会長が議長となっておりますので、事務局より報告させていただきます。

審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 2 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、善導寺小学校から北東へ約 230m、善導寺保育園から南西へ約 200m のところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて南西側の市道側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、南西側の市道に埋設されている公共下水道へ接続されます。被害防除につきましては、東側・西側は既設の L 型擁壁などを利用し、北側・南側につ

いては、L 型擁壁とコンクリートブロック積を新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 3 番です。

転用目的は、露天駐車場の敷地拡張を行うものです。

申請地は、善導寺小学校から北東へ約 660m、善導寺保育園から東へ約 360m のところに位置しています。

農地区分については、市街化区域からおおむね 500m 以内の農地であり、農地の広がりも 10ha 未満ですので、第 2 種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、南側へ自然流下、及び周囲に新設する U 字側溝を経由して南側の河川へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 4 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、久留米筑水高校から東へ約 820m、たなか病院から南東へ約 530m のところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m 以内に 2 つの病院がある農地でありますので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて、北側県道の側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側県道に埋設されている公共下水道に接続されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック積を新設し、西側については既設のコンクリートブロック積みを利用することで土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 5 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、水縄小学校から北東へ約 570m、JR 田主丸駅から南東へ約 1.5km のところに位置しております。

農地区分については、第 3 種要件及び 2 種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて西側市道の側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側市道の公共下水道に接続されます。被害防除につきましては、南側は既設の石垣・コンクリートブロック積を利用し、北側・東側はコンクリートブロック積を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、貸家住宅(4 戸)を建築するものです。

申請地は、田主丸小学校から東へ約 610m、田主丸総合支所から北東へ約 900m のとこ

ろに位置しています。

農地区分については、田主丸総合支所からおおむね1km以内(宅地化率43%)の農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側市道の公共下水道に接続されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック積を新設し、東側は既設のコンクリートブロック積を利用することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は自己用住宅の敷地拡張を行うものです。

申請地は、大城小学校から北西へ約300m、大城駅から南西へ約360mのところの位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、東側水路へ自然流下となります。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側水路へ放流されます。被害防除につきましては、既設のコンクリート土留め・U字溝を利用することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

担当委員 つづきまして、西部審査会より、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、露天資材置場として、一時転用するものです。

申請地は、上津小学校から東へ約1.1km、久留米市斎場から西へ約300mのところの位置しています。

農地区分については、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により処理されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、周囲の土地と高さをあわせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約500m、白鳥保育園から南へ約400mのところの位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以

内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぎます。

つづきまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から西へ約500m、白鳥保育園から南へ約700mのところ position します。

農地区分については、JR荒木駅よりおおむね500m以内の区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して北側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、安武小学校から東へ約500m、美希保育園から北へ約100mのところ position します。

農地区分については、本件は2筆の農地が申請地となっております。北側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当します。南側の農地は、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、隣接土地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既存の法面及びフェンスにより、土砂の流出を防ぎます。

つづきまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅及び農業用倉庫を建築するものですが、すでに農業用倉庫が建設されておりますので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、安武小学校から東へ約300m、くるめ天心幼稚園から南へ約200mのところ position します。

農地区分については、本件は2筆の農地が申請地となっております。西側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と幼稚園がある農地でありますので、第3種農地に該当します。東側の農地は農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で処理されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、新設するコンクリートブロック及び既存の石垣により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は城島総合支所から北東へ約 600m、城島小学校から南東へ約 500m のところに位置します。

農地区分については、城島総合支所からおおむね 900m(宅地化率 40.23%)の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する素堀り側溝を経由して北側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びフェンスにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、貸露天資材置場及び駐車場の敷地を拡張するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から南東へ約 600m、久留米市立西牟田小学校から西へ約 1.8km のところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 600m 以内(宅地化率 47.04%)の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、すでに造成済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、西鉄大善寺駅から南へ約 500m、三潴小学校から北東へ約 1km のところに位置します。

農地区分については、西鉄大善寺駅からおおむね 500m の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、西側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上 8 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類

審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願  
いします。以上です。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
それでは、「第3号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第3号議案」は可決されました。  
つづきまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名  
簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11 ページをお願いいたします。  
「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申  
請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申  
請書が提出されたので付議いたします。

第4区 1番1件です。

1番 申請人 大川市大字下青木 \* \* \* \* \*

経営面積 21,655 m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終らせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入りたいと思います。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第4号議案」について賛成の方は挙手を願います。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第4号議案」は可決されました。  
つづきまして、「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と  
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促  
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので  
付議いたします。

1. 所有権移転 13件

2. 利用権設定(農地中間管理事業関係) 15件

です。13ページをお願いいたします。

#### 1.所有権移転

第1区 1番から3番までの3件です。

1番 所在地 荒木町白口 田畑 7筆及び 藤光町 田 2筆の9筆計 9,663 m<sup>2</sup>、推進  
機構への売り渡しとなります。

2番 所在地 大橋町合楽 田 1,680 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

3番 所在地 安武町武島 田 1,920 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

14ページをお願いいたします。

第2区 4番1件です。

4番 所在地 田主丸町常盤 田 1筆及び 田主丸町野田 田畑 2筆の3筆計 3,711  
m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

第3区 5番から15ページ9番の5件です。

5番 所在地 北野町稻数 田 3筆計 10,717 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなりま  
す。

6番 所在地 北野町今山 田 3,003 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

7番 所在地 北野町大城 田 1,945 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

8番 所在地 北野町金島 田 2,936 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

15ページお願いいたします。

9番 所在地 北野町中川 田 3筆計 11,761 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなりま  
す。

第4区 10番1件です。

10番 所在地 城島町下青木 田 1,686 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

第5区 11番から13番までの3件です。

11番 所在地 三潞町玉満 田 1,118 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

12番 所在地 三潞町玉満 田 899 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

13番 所在地 三瀧町西牟田 田 3筆計 4,886 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。  
16 ページをお願いいたします。

## 2. 利用権設定(農地中間管理事業関係)

こちらは、総計のみ説明させていただきます。右下の総計欄をご覧ください。

総計 契約件数 15 件、筆数 43 筆、設定面積 46,950.00 m<sup>2</sup>です。

以上、所有権移転の 13 件、利用権設定(農地中間管理事業関係)の 15 件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入りたいと思います。  
質疑のある方は挙手を願います。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第 5 号議案」について賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第 5 号議案」は可決されました。  
よって、久留米市長あて通知をいたします。  
次にまいります。

つづきまして、「第 6 号議案 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく別段の面積の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 17 ページをお願いいたします。

「第 6 号議案 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく別段の面積の設定について」、空き家に付属する農地指定申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

1 番 申請人 筑紫野市原田 \*\*\*\*\*, 申請地 大橋町常持 畑 150 m<sup>2</sup>、別段面積 1.5 アールです。議案地区のナンバー16 番をお開きください。

こちらの丸で囲った部分が登録された空き家の位置で、黒く塗りつぶした箇所が今回の

申請の農地となります。農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定につきましては、昨年の7月に移住・定住の促進と遊休農地の対象を目的として久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取り扱い基準を定めるところです。基準の内容といたしましては、所有者が農作物の栽培や維持管理を行う見込みが無く、遊休化が確実とみられる農地であること、空き家に付属する農地は空き家からおおむね300m以内に位置すること、基盤整備が行われておらず、農地の集積が図られるべき優良な農地では無いこと等となっております。また、空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地を、空き家とセットで取得する場合は、農地法3条の許可要件の一つである、下限面積を引き下げることが可能となり、今回の総会にて議決後に、申請農地の下限面積が1.5アールに引き下げられることとなっております。

今後の流れですが、申請農地は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地として登録され、久留米市ホームページの空き家情報バンクのページに掲載されます。その後、空き家の取得を希望する方が現れ、実際にその空き家を取得した方が、今回の申請農地も合わせて取得を希望された場合に、引き下げられた下限面積での農地法3条の許可申請を行っていただき、総会の議決を経て、許可を受けるところとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をします。「第6号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第6号議案」は可決されました。

つづきまして、報告事項に入りたいと思います。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局の説明は省略をいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

「無しの声」

議長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。  
報告事項 第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

「異議無しの声」

議長 異議なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。  
久留米市農業委員会議規則第10条第2項の規定により

8番 緒方 義範 委員

21番 松延 洋一 委員をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。